

広島県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十八年三月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

呉環状線

三 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備 考 |
|---|------------------|------------------|-----------------|--------------|--|
| | 新 | 旧 | | | |
| 呉市郷原町字門之平二三二番一地从先から 呉市郷原町字東神田一九一六番一地从先まで | 二六・二〇〇 八二・二二〇 | 二六・二〇〇 八二・二二〇 | 七・〇〇〇 〇・〇〇〇 | 四五四・八〇 | |
| | 四二七・四〇 | 四二七・四〇 | | | ダブルウェイ 解除 不用物件延長 三二九・五〇 メートル |